

令和8年度滋賀県献血推進計画

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和 31 年法律第 160 号）第 10 条第 5 項に基づき、法第 3 条に定める基本理念および国の令和 8 年度の献血の推進に関する計画を踏まえ、滋賀県における令和 8 年度の献血推進に関して定めるものである。

第 1 基本方針

（1）安全性の向上

血液製剤は原料である血液を介する感染症等が発生するリスクが完全に否定できないことから、採血事業者および血液製剤製造業者等は、可能な限りの安全対策を講ずる等、安全性の確保に関し不断の努力が必要である。

（2）献血者の確保

県内における献血血液確保目標量を達成するため、県民に対し献血の普及啓発を図る。特に若年層の献血者の確保は喫緊の課題であることから、関係者が連携して効果的に普及啓発を実施することが必要である。また、血液製剤について、医療現場での需要に対する確に供給できる体制を整備する。

（3）適正使用

血液製剤は献血者の善意に支えられた有限で貴重な資源であること、および原料に由来する感染のリスク等について特段の注意を払う必要があることから、医療上は有効であっても安易に第一選択の治療法として用いるべきではなく、他に代替的な手段がなく、真に必要な場合に必要量に限って使用されるべきである。

（4）透明性の確保

血液製剤は善意の献血血液を原料とし、また国内自給を推進する必要があることから、血液事業関係者は血液事業に係る事項について県民の理解と協力が得られるよう、十分な情報公開を行うことが必要である。

第 2 献血目標

- ・国が示した必要血液量を基に、近畿ブロック血液センターにより割り振られた献血確保目標量を県内の目標とする。
- ・献血者確保目標数（受付者数）を 58, 190 人、必要血液量を 22, 221 リットルとする。

（1）献血者確保目標数（受付者数）

	全血献血	成分献血	合計
受付者数(人)	47,900	10,290	58,190

（2）献血血液目標量

	全血献血	成分献血			合計
		血小板	血漿	計	
血液量 (リットル)	16,742	2,500	2,979	5,479	22,221

※ 表示単位未満四捨五入の処理をしているため、合計欄と一致しない場合がある。

第3 役割

(1) 県

- ・広域的な広報・啓発を通して、広く県民の理解と協力を求めること。
- ・関係機関との調整を行い、円滑な献血推進に努めること。

(2) 市町

- ・市町管内の献血者の計画的な確保に努めること。
- ・地域における献血の意義・必要性の普及啓発に努めること。

(3) 滋賀県赤十字血液センター

- ・献血者確保目標を達成するため、献血受入計画を策定すること。
- ・採血および供給に関し、効率化を図り献血血液の有効利用に努めること。
- ・血液製剤の安全性の確保および安定供給の確保に努めること。
- ・献血者等の保護に努めること。

第4 目標量を確保するために必要な措置

(1) 400mL 献血・成分献血の推進

県、市町および滋賀県赤十字血液センターは、安心な血液製剤の安定供給のため、広く県民の方々に400mL 献血および成分献血を推進し、本計画における血液目標量を確保するとともに、赤血球製剤の適正在庫の維持と血小板等、不足しがちな輸血用血液の効率的な確保を図る。

(2) 若年層献血者の確保

近年、若年層の献血者数が著しく減少しており、若年層の献血者の確保は喫緊の課題である。県、市町および滋賀県赤十字血液センターは、将来にわたって安定的に血液が供給される体制を維持するため、若年層に対して重点的に献血普及啓発事業に取り組む。

特に、高校生、大学生等への啓発を行うことで若年層献血者の確保を図る。

(3) 企業における献血の推進対策

滋賀県赤十字血液センターは、献血に協賛する企業や団体を募り、献血を企業におけるSDGs（持続可能な開発目標）に向けた活動や社会貢献活動のひとつとして位置づけ、「献血サポーター」としてロゴマークを日常の企業活動等において活用してもらえよう周知を図る。

また、県は、献血運動に積極的な企業や団体を献血運動推進協力団体として表彰する。

(4) 複数回献血者の確保

滋賀県赤十字血液センターは、複数回献血者の協力が十分得られるよう、献血に継続的に協力が得られる複数回献血者の組織化とサービスの向上を図る。

(5) 献血者が安心して献血できる環境の整備

滋賀県赤十字血液センターは、献血者の要望を把握し、よりよい献血受入体制の整備に努め、個人情報保護するとともに、国の適切な関与の下で献血による健康被害に対する補償のための措置を実施する。

また、初回献血者に対しては、不安を払拭するため、十分な事前説明を行い、献血者の安全確保を図る。

さらに、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、十分な感染症対策を行い、安全な献血会場の運営に取り組む。

(6) その他関係者による取組

官公庁、企業、医療関係団体等は、その構成員に対し、ボランティア活動である献血に対し積極的に協力を呼びかけるとともに、献血のための休暇取得を容易にするよう配慮するなど、献血しやすい環境作りを推進し、特に、10代から30代の社員・職員が積極的に献血に協力できるよう職場内で配慮することが望ましい。

第5 目標量を確保するための具体的方策

1 献血に関する普及啓発・広報活動等

(1) 献血推進キャンペーンの実施

ア 愛の血液助け合い運動

期間：7月1日～7月31日

県、市町および滋賀県赤十字血液センターは、県内の医療機関で必要とされる輸血用血液を、県民の方々の善意に基づく献血によって確保するため、広く県民各層の間に献血に関する理解と協力を求めるとともに、特に、成分献血と400mL献血への協力と、医療機関における血液製剤の適正使用についての協力を求め、一層の献血運動の推進を図ることを目的とする。

また、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の周知を図ることもあわせて目的とする。

イ はたちの献血キャンペーン

期間：1月1日～2月28日

県、市町および滋賀県赤十字血液センターは、献血者が減少しがちな冬期において安全な血液製剤を安定的に確保するため、「はたち」の若者を中心として広く県民各層に対して献血に関する理解と協力を求めるとともに、特に成分献血、400mL献血の継続的な推進を図ることを目的として「はたちの献血」キャンペーンを実施する。

(2) 献血活動功労者の表彰

ア 厚生労働大臣表彰状・感謝状

県は、これまで献血運動の推進に関して、特に功績顕著な団体(会社、事業所、地域組織、学校等)および個人を、厚生労働大臣表彰状・感謝状の贈呈候補者として推薦する。

イ 滋賀県知事感謝状

県は、献血運動の推進に積極的に協力し、他の模範となる実績を示した会社、事業所、地域組織、学校、ボランティア団体等(以下「団体」という。)および個人に対し滋賀県知事感謝状を贈呈する。

(3) 献血に関する広報活動

県は、報道機関等への資料提供、県ホームページへの掲載等より、広く県民の方々に献血思想の普及を図る。

また、県および滋賀県赤十字血液センターは、献血会場案内を定期的にホームページに掲載することで、献血場所の周知を図る。

(4) 複数回献血の推進

滋賀県赤十字血液センターは、複数回献血者クラブ「ラブブラッド」の体制を強化し、加入者の確保に努め、複数回献血者クラブ会員に対するサービスの向上を図る。

また、30代以下の若年層については、SNSを活用し、献血に関する情報を発信する。

(5) 献血ルームの普及啓発

県および滋賀県赤十字血液センターは、草津駅前に設置されているびわ湖草津献血ルームが若年層の献血や地域の献血の拠点となるよう普及啓発を図る。

2 若年層献血の推進

(1) 学生献血推進イベント等の実施

県は、滋賀県学生献血推進協議会を中心に、夏季（サマー献血）、秋季（ハロウィン献血）および冬季（クリスマス献血）において啓発イベントを実施する。また、若年層に向けて、同世代の視点で献血をアピールするパンフレットを作成し、高校生や大学生等に配布する。

(2) インターネットを活用した普及啓発の実施

若年層がインターネットを主要な情報源として利用している現状を踏まえ、動画投稿サイトやSNS等を活用した、より効率的な普及啓発に努める。

(3) 高校生向け献血学習の実施

県は県教育委員会等と連携して、若年層の献血に対する意識の向上を目指すため、献血のできる年齢に達する時期に献血の重要性および献血に関する知識を広めることを目的に、県内高等学校の授業の一環として献血学習を実施するよう働きかける。

また、滋賀県赤十字血液センターが実施する「献血セミナー」や血液センター等での体験学習を積極的に活用してもらえるよう学校等に情報提供を行う。

(4) 高校献血の実施

高校生のうちに献血を経験することはその後の献血の動機付けになるとの調査結果があることから、県は県教育委員会等と連携して、県内高等学校に対し、学校における献血（高校献血）の実施を依頼する。

(5) 大学生等への普及啓発の実施

県および滋賀県赤十字血液センターは、大学生や専門学校生の献血者の確保を図るため、大学等に献血への協力を依頼する。また、20代を対象として献血普及啓発事業を実施する。

3 献血推進組織等との連携

(1) 滋賀県献血推進協議会の開催

県は、献血推進協議会を設置し定期的に開催し、献血事業に関わる組織と連携し、献血推進計画の策定、献血に関する教育および啓発、民間の献血組織の育成を行う。

(2) 市町献血推進協議会の設置・開催

市町は、献血推進協議会またはこれと同様の協議会を設置し、献血の普及啓発につ

いて検討し、献血を推進する。

(3) 献血推進担当者会議の開催

県は、住民に必要な情報提供を的確に行うことができる体制を確保するため、各市町および各保健所の担当者会議を開催する。

第6 その他献血の推進に関する重要事項

1 献血の推進に際し、配慮すべき事項

(1) 血液検査による健康管理サービスの充実

滋賀県赤十字血液センターは、献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者が希望する場合はその結果を通知する。

また、血色素量測定により献血が出来なかった献血申込者に対して健康アドバイスを実施し、献血者の増加を図る。

(2) 血液製剤の安全性の確保のための取組み

滋賀県赤十字血液センターは、H I V等の感染症の検査を目的とした献血を行わないよう広報手段を用いて、県民に周知する。

(3) 献血者の利便性の向上

滋賀県赤十字血液センターは、安全性に配慮しつつ、効率的に採血を行うため、献血ルームの運営や、地域の実情に応じた移動採血車による計画的採血等、献血者の利便性および安全性に配慮した献血の実施に努める。

県および市町は滋賀県赤十字血液センターと十分協議し、様々な手段を用いて情報提供を行い、献血の受入に協力する。

2 血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応

県と滋賀県赤十字血液センターは、赤血球製剤等の在庫水準を常時把握し、在庫が不足する場合または不足が予測される場合には、国および採血事業者が策定した対応マニュアルに基づき早急に所要の対策を講ずる。

3 災害時等における献血の確保等

県および市町は、災害時等における献血が確保されるよう、滋賀県赤十字血液センターと連携して必要とされる献血量を把握した上で、需要に見合った献血の確保を行う。

また、災害時において、製造販売業者等関係者と連携し、献血により得られた血液が円滑に現場に供給されるよう措置を講ずる。

滋賀県赤十字血液センターは、災害時における献血受入体制を構築し、広域的な需給調整等の手順を定め、国、県および市町と連携して対応できるよう備えることにより、災害時における献血の確保に努める。

また、採血事業は、医療体制の維持に不可欠なものであることを踏まえ、滋賀県赤十字血液センターは、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、医療需要に応じた血液製剤の安定供給を図るため、安心・安全な献血環境の保持と献血者への感染防止を図るとともに、様々な広報手段を用いて、献血への協力を呼びかける。県および市町は、滋賀県赤十字血液センターと共に取り組む。